

平成 27 年度 第 1 回射水市少子化対策推進委員会
及び第 1 回射水市子ども施策推進委員会 議事録

- ・ 日時 平成 28 年 2 月 25 日(木) 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分
- ・ 場所 新湊消防署 3 階 大ホール

出席者 委員： 石津孝治、小野寺信子、明橋大二、杉本茂、大門保之、
安田武彦、上田雅裕、島井敏子、立浪ゆかり、宮田やす子、
松本吉晴、前手政幸、山崎京子、小林 誠、網 隆治、
泉田淳也、楠井悦子、四間丁千枝

欠席： 清水久義、古谷直樹

順不同敬称略

事務局 : 12 名

1 開会

2 あいさつ

石津委員長

3 委員及び事務局職員の紹介

《委員、事務局出席者紹介》

《資料の確認》

4 議事

(1) 射水市次世代育成支援行動計画の評価について

(資料 1)

事務局より説明

(委員長)

ただいまの説明に対して質問などあるか。

よろしいか。

続いて、議題 (2) について説明をお願いする。

(2) 射水市子どもに関する施策推進計画関連

(資料 2)

(資料 3、資料 3-1)

(資料 4)

事務局より説明

(委員長)

ただいまの説明に対して質問などあるか。

(委員)

資料2の一般事業主行動計画策定企業数の割合であるが、26年度の実績が69%であって、30年度の目標が30%となっている。目標値を下げる理由は何かあるのか。

(委員長)

目標を設定したのはいつか。

(事務局)

子どもに関する施策推進計画は21年度からの計画であり、20年度に平成30年度の目標値を30%として設定した。平成20年度の実績において目標値を設定したが、平成26年度には大幅に増え、目標を上回る結果となっている。

(委員)

理解した。

(委員長)

その他に何かあるか。

(委員)

アンケートの内容について質問したい。これだけの丁寧なアンケートを作成し集計することは大変だったであろうと思う。この中で気になる回答があり、自分のことを大切に思っている人が誰もいないと答える子どもや生活が辛いと答える子どもが何人かいることがわかる。アンケートの後の手当ては何かあるか。

(委員長)

アンケートの結果を受けて何か対策をしているかということだが。

(事務局)

来年度からは「豊かな人間関係づくり支援事業」を展開する予定である。豊かな人間関係を築くためにいじめや不登校の防止を目標としている。現状の課題ということでいじめや不登校が増加傾向にあるのではないかとの認識を持っていることや、ここ10年間の中で小学校については30歳未満の教員が4割近くになることもあり、教育アドバイザーを配置していくことを考えている。目的としては児童生徒のコミュニケーション能力の形成、そして自尊感情を高める集団形成を考えている。アンケートの中で「自分のことを大切に思ってくれている人はいない」というのは家庭の事情もあるのだと思う。教育委員会としては個別事例に対し、ケース会議を開催し、場合によっては児童相談所や警察にも入ってもらって対応している。中にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも入ってもらってケースもあり、多面的な指導を行っている。

(委員長)

全体の後押しもありながら個別にはケース会議等の対応もしているということである。他に質問はないか。

(委員)

学校では、全小中学校において年に何回か、子どもたちに対し、生活で困っていることはないかというアンケートをとっている。困っていることがある、辛いことがあるなど子どもたちは素直に回答しており、学校としても把握はできていると思う。この調査回答は誰が書いたものかは

分らないのだが、他のアンケート等も踏まえ、教育委員会と連携しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の手助けを受けて対応できている。

(委員長)

現場では個別の手当てができているということである。

(委員)

小中学校では自尊感情というものを数年前より大事にしている。子どもたちの自尊感情が高められる方策を考え、子どもたちの活動の中に位置づけている。子どもたちには「自分を大事にしてくれている人がいるか、自分が認められているか」といったアンケートをとっている。保護者には学校の取組みを理解していただけるように保護者向けのアンケートとして「お子さんは自分の良さを感じているか」などの項目を入れている。これらの項目の数値が低い子どもに対しては「あなたの良さはここだよ」と声をかけるなど対処し、学校が保護者とともに子どもの自尊感情を高めるための取組みを行っている。

(委員長)

現場の対応や考え方についての説明であった。いかがか。

(委員)

アンケートをとることによって問題点がたくさん見えてくる。子どもがいかに問題を乗り越えられるかということについて教育面で尽力していただいているということであり安心した。ぜひこれからもよろしくお願ひしたい。

(委員長)

学校教育現場が真剣に対応してくれているということである。他にはあるか。

(委員)

子ども条例の認知度が前年度に比べて非常に上がっていることを大変嬉しく思っている。平成20年度から26年度にかけては下がっていたので心配していたが、今回は上がっているということによかったと思っている。例年授業を通した周知をしているということであるが、今年1年で結構上がったのではないかと思う。特別に授業をしたということなのか。

(事務局)

学校現場において集会や授業の時間を確保したうえで周知している。これまではホームルームや帰りの時間などで子どもたちに説明していた。

(委員)

「子どもの救済」と「子どもの権利を尊重する」ことは意味が少し違う。「救済」は児童憲章の考え方に基づき子どもが弱い立場で守られるものであるという前提であるが、「子どもの権利」というのは自分が大切にされる、また自分の意見も尊重される権利があるというものである。これは「子どもには力がある」という考え方を基盤にしておき、「子どもを守りましょう」という考え方から一歩進んでいる。「自己肯定感を高めましょう」ということであれば、「子どもはただ守られる存在」というのではなく、子どもを信頼して、子どもの意見を我々の社会に反映していくというアプローチが必要である。そういう意味で子どもの権利の啓発をぜひ今後とも進めていただきたい。

(委員長)

子どもを信頼して、子どもの意見を生かすアプローチを、ということであった。

(委員)

資料3のP15について「いじめをした人の登校を制限する」という選択肢があるが、適切な
のか。学校では「いじめをしたら注意しましょう」や「話し合しましょう」、「仲良くしましょう」
という張り紙があったりするが、学校の登校の制限をするというのは、中学生だと嫌なことがあ
れば登校しないということになるのではないか。どのような背景があってこのような選択肢を設
けたのか教えてほしい。

(委員長)

選択肢としてこのような表現をしてよいのかということだが。

(事務局)

当初アンケートにはなかった選択肢だが、アンケートの自由記載欄に子どもの意見として挙が
り、少子化対策推進委員会において、意見をそのまま選択肢として挙げてはどうかとの意見があ
ったことから、次年度から選択肢に加わった経過がある。

(委員長)

この委員会でいただいた意見だということである。

(事務局)

その時はそうだったが、皆さんでお話いただいて、あまり良くない項目ではないかというこ
とであれば、選択肢から除くということもあるかと思う。

(委員長)

このことについて意見はあるか。

(委員)

子どもの権利条例について、私から見るとまだ認知度が低いのではないかと。中身を知っている
のはわずかで、聞いたことがあるという子どもを含めたらまあまあな数なのではないかと思う。
子どもたち全員が子どもの権利条例を見たことがあるのだろうか。富山県人権擁護委員連合会
では、8月5日に射水市教育委員会ならびに小学校長会の協力を得て、子どもの権利に関する座談
会を太閤山コミュニティセンターで行うことになっている。子どもたちが学校生活、家庭生活、
地域の生活の中でいじめや差別などの気になることを自由に話し合う場である。その際に子ども
の権利条例について触れさせてもらい、資料についても配布させてもらいたいと思っている。

(事務局)

具体的なお話はまだお聞きしていないが、今のご意見のようなものはお願いしたいものである。
子どもに関する施策推進計画には「子どもはかけがえのない一人の人間である。子どもの権利の
尊重」とうたっており、学校現場としても非常に重要だと思っている。しかし子どもだけに周知
していいものかと疑問にも思っている。子どもが虐待を受けているという事実もあるわけ
である。子どもは肉体的・体力的に弱い立場なので、できれば大人も対象として権利条例について
啓発していただければありがたいと思っている。学校現場はあくまで義務教育下の小学生・中
学生あるいは保護者にしか啓発できない。それ以外のところにおいて検討していただければと思っ
ている。

(委員)

ということは、子どもたちは家の人と一緒に見たことや読んだことがあるということか。

(事務局)

家庭内でのことはよくわからないが、8月に開催されるという座談会において資料として配っていただければと思っている。

(委員)

子どもに関する権利についてであるが、旧小杉町では活発に活動していた。資料2の数値を見ると、平成20年度の実績にカッコ書きで19年度となっている。おそらくその当時、取り組んだ子どもたちの意識がある中でのアンケートの結果であったと思う。それからずいぶん経過し、子どもたちの意識も変わってきたように思う。今年度、教育委員会の指導の下、全校生徒へ子どもの権利条例の条文を印刷したものを配布するなど人権週間等の期間を利用し、啓発に取り組んだ。このような取組みが全小中学校での認知度上昇につながったのではないかと思う。

(委員長)

ご意見ありがとうございます。さて、先ほどの設問の表現はこのままでよろしいか。

(委員)

この後、協議をするということであれば、今、結論を出さねばならないことはないと思う。

(委員長)

了解した。このようなご意見をいただいたということで、またよろしくお願ひしたい。他に意見はあるか。

(委員)

資料3-1のうち問7-1「まわりでいじめがある(見たことがある)」と回答した小学5年生は27.4%、中学2年生16.8%だという。中学生では「いじめをなくすことは無理」や「いじめについてあまり触れない方がよい」というような意見もあり、この子たちはどのようないじめを見てそのような気持ちになったのかと寂しい気持ちになった。設問の中ではいじめの内容など具体的な例が出ていない。実際、学校現場で小学5年生と中学2年生の中で起きているいじめはどのようなものなのか、どのようなことでいじめを見たことがあるのか、この場で聞かせてもらいたい。

(委員長)

アンケートの中でいじめの定義は設けているのか。

(事務局)

子どもがいじめと感じたものはすべて、いじめであると回答している。子どもたちが感じたものとおりの回答であるため、いじめといえないようなものも含まれている可能性もあるかと思う。

(委員長)

そういう可能性もあるということか。具体的な状況については何かあるか。

(委員)

小学校では、自分がされて嫌なことや相手が嫌だと思っていることはすべていじめとして広義に解釈しており、友達が嫌な顔をして困っていると感じたら、「いじめを見た」として回答している。小学5年生では「プリントを見ないでと言っているのに見てくる」とか、「突っつかないで、と言っているのに何度も突っついてくる」、「貸してと言わないで物を取っていく」など「本人が馬鹿にされている」と感じたことで「いじめがあった」との回答もある。たまに「蹴った」とい

うのもあるが、大きな暴力沙汰はない。「手出しはいけない」ということは子どもたちには伝えているが、一方的に「たたいてきた・殴ってきた」というのは小学校5年生ではないのではないかなと思う。

(事務局)

いじめ問題イコール児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査ということで以前調べたものがある。いじめの対象としては、ひやかしやからかい、悪口や脅しによるものが圧倒的に多い。仲間外れにされたというのもあり、その後、ある程度は解消されているという意見も多数ある。発見のきっかけとしては本人、保護者からの訴え、教員による発見というのものもある。学校現場では、その都度注意したり指導したりしていると認識している。

(委員)

資料3-1 問7-1について、注釈に「当設問ではいじめの定義を示しておりません」と記してある。国で示しているいじめは、本人が「いじめられている」と思ったら、すべていじめであるという定義である。このアンケートの設問では、ある事象を見た子によって、自分にとっては「これぐらいだったらじゃれあっているだけ」と捉える子もいれば、「いじめだ」と捉える子もいると思う。当事者ではなく、周りで見ると自分が自分に置き換えた時に自分だったら「あれはいじめだな」と思えばいじめを見たことになるし、「あれぐらいなら友達同士であれば普通」と思えば、いじめを見たことはないと答える設問だと思う。学校現場としては、今回の調査のほかに、文部科学省の問題行動調査や市でも同じような調査をしているが、文部科学省の調査とは別に「これはきつといじめではないか」という疑いのあるものや、その他客観的にみて、「あの行為はいじめではないか」というものも把握し、報告している。今回の配布資料のうちナンバリングしていない資料に挙げているいじめの件数は、当事者や教員を含め誰が見ても客観的に「いじめである」という訴えがある数値である。このアンケートの設問では、見る子の主観で数値が違ってくると思う。

(委員)

私が怖いと思うことは、例えば教室に先生がいない時、ふざけがあったとして、子ども同士はふざけていたと言っているけど実際は違うこともあることである。先生が、場合によっては「これはふざけではない」ということも適切に見ていただかないと。子どもに任せるのではなく、第三者的に、一つの場面だけを見て判断するのではなく、朝の状態や一週間前の状態なども踏まえて適切に判断していただきたい。保護者にとっても担任の先生が温かく見てくださっているということで安心感も得られるのではないかなと思うことから、先生の温かい目も必要ではないだろうか。子ども・担任・保護者の関係が円滑に進むことで、保護者の心の拠り所になるのではないかなと思うので、先生方にはお願いしたい。

(委員長)

子どもの表面的な部分だけではなく、適切に判断をお願いしたいということである。他にあるか。よろしいか。

では、続いて、議題(3)について説明をお願いします。

(3) 射水市子ども・子育て支援事業計画関連

①放課後児童健全育成事業について

(資料5)

事務局より説明

(委員長)

ただいまの説明に対して質問などあるか。

(委員)

今年度4月から4年生以上も学童保育に入ってきたが、実際に鍵っ子と言われる子どもの実態は分かるか。

(事務局)

小学生の何人が鍵っ子に該当しているかということについて、子育て支援課では統計的なものは持っていない。

(事務局)

小学6年生まで範囲が広がったというものの、4年生以上のお子さんとなると、学童に預けられたら安心だという保護者の思いに反し、家に帰りたいという子が多いようであり、対象とする学年の範囲が広がったと言っても、全ての4年生以上の子どもが学童保育に通うというわけではない印象を受けている。

(委員)

学童保育では4月から4年生以上の子どもを受け入れており、当初の予想に反し、結構な人数が入級してきた。3年生以前から入級している子どもが引き続き入級している場合が多い。また、鍵っ子で家に帰る子についても、以前1・2年生で入級していたお子さんでたくさん見かけるが、この度4年生以上がたくさん入級してきた。その子どもたちが5・6年になり、今後どんどん入級数は増えていくだろう。1年生については、今まで通り入学児童の約半分が入級し、新2・3年生はほとんど辞めないため、来年度の入級希望者は昨年度より30名程度増える予測である。案外、辞める子どもは多いかなと思っていたが、継続して入級している。結構、男の子の入級が多い。施設についてはのびのびと使わせてもらっているが、来年度からどのようになるのか心配である。今年度から6年生まで対象となること、そして祖父母と同居の人も入級できるとの条件が2つも増えたため、児童数が多少減っても、これからますます学童の子は増えていくと予測しているので、今後、市には相談していきたいと思っている。

(委員長)

保護者の状況は変わらないということであるが、いわゆる鍵っ子であるかどうかはわかるか。

(委員)

以前に入級していたお子さんの家庭の事情はわかっており、鍵っ子がいることは確かである。

(委員)

1つ教えてほしい。学校によって利用人数のばらつきがこんなにあるものなのか。見守り隊をしているのだが、12人程度の児童のうち、定時に帰ってくる子どもが2人3人だけのときもある。高学年の児童は野球や習い事をしているということだと思うが、運動をしている人がたくさんいるということなのか。多い所と少ない所がある理由を教えてほしい。

(委員長)

利用人数にばらつきがあることについて、ばらつきの要因は何かあるのか。

(事務局)

一番大きな要因は学校の規模である。規模の大きい箇所の利用人数は多くなり、小さな箇所の利用人数は少なくなる。また、地域の特性もあるかと思う。核家族の多い地域については利用が多くなるし、おじいちゃん・おばあちゃんと同居の世帯が多い地域については数値が低いと思う。

(委員)

公園などどこかで遊ぶ場所がないという地区もあるのか。スポーツが盛んとか。

(事務局)

放課後児童クラブは小学6年生まで拡大されたところであるが、スポーツ少年団と入級児童の関係を見た場合、スポーツ少年団に入っている子どもは4年生以上がほとんどである。放課後児童クラブは1～3年生までの子どもの入級が多いということを考えると、利用人数のばらつきの要因は学校の規模、核家族が多いか少ないかなどの地域の特性があるとみている。例えば、新興住宅地を抱える学校だと、他の学校よりも利用人数の割合が高いと思う。新1年生であれば4割は入級しないと思っていたが、4割を超えた児童が入級を希望している学級もあり、4割強の入級希望がある学級が最も入級割合の高い地区と分析している。

(委員長)

他に意見はないか。心配についてもご指摘いただいているが、更なる対応を検討する可能性があるということよろしいか。

(委員長)

続いて、議題(3)のうち追加で配布のあった資料の説明をお願いします。

(3) 射水市子ども・子育て支援事業計画関連

②平成28年度特定教育・保育施設の利用定員について

(資料6)

事務局より説明

(委員長)

ただいまの説明に対して質問などあるか。

(委員)

昨年度から新しい制度になったことを受けて、各園の利用定員については、需要と供給を考えるとということになったと思われる。これは法律に基づくものであり、それはそれでよいのだが、都会では待機児童の問題があり、新たな保育園を作ると需要を喚起することになり、入れるところがあるのならば、預けたい人がどんどん増えていくということが当然起きているわけである。また子育てで不安ということもあり、周りの人が保育園に子どもを預けていると、「本来は働く気はない。子育てしたいが不安だ。」という人も子どもを保育園に預けるようになることで、保育園に預けたいから働くという逆転現象が起きている。都会では保育園を作れば作るほど子どもを預けたいという人が増えていくわけで、まだまだ保育園を作らなければならないということになる。当然、預けたい人は預からなければならないのは事実であるが、これは政策として預かることだけを充実させても、子育て環境というのはなかなか変わっていかない部分がある。今後、子育て会議等で資料を出されるときは、「家庭で子育てされている人がどれだけいらっしゃるか」という

数値を提示していただきたい。今後生まれてくる人数は分からないので、少なくとも生まれてから家庭で子育てしている人の人数も提示していただくと、施設を利用している人数と家庭で子育てしている人数が見えてくるような気がするのだが。来年お願いしたいことである。またもう一つお願いしたいことがある。先日、射水市の予算が提案されたところであるが、他市町村で、三世帯同居で子育てしている家庭に補助を出すというところが出てきた。また家庭で子育てをしている家庭に補助を出すという自治体も最近出てきている。家庭で子育てをしている方がどのような状況なのか。それに対応する方法として、子育て支援センターや一時預かりの施策との兼ね合いを今後、提示していただけたらと思っている。

(委員長)

家庭で子育てしている数や実態を把握されたいという意見であった。他にはあるか。

(委員)

保育園に上の子が入れたのに下の子が入れなかったとか、他の校区の子が入れたのに地元の子が入れなかったといった保護者からの声をよく耳にするのだが、定員が増えるとなると、上の子が入れたのに下の子が入れなかったとか、地元の子どもが入れなかったという問題も多く起きてくるのではないと思われる。定員が増えることは悪くないのだが、地元の子が入れないのに、他校区の子が多く入ってくることがこの先問題になるのではないかと思うので、市はどのような基準で入園の判定をしているのか、地元の子ではなく他校区の子や下の子が入れない問題に対しどのような考えをもっているのかを聞かせてほしい。

(委員長)

入所の基準等についての質問だが。

(事務局)

入所の基準については、一人一人の保育に欠ける状態を点数化し、点数の高い方から優先しているが、基本的に小学校区の小学校に入学することになるため、3歳以上児のお子さんについては、校区内での就学を考慮し、地区内のお子さんの点数を高くするなど配慮している。以上児については入園の希望は大体通っていると思うが、0・1・2歳児の未満児については、保育に欠ける度合いを点数化し、第1・2・3希望の保育園について点数の高い方から決定している。場合によっては、自家用車での送迎が主なため、校区を超えた保育園を希望されることもある。また、例えば大島地区の方を新湊地区の保育園にご案内するなど、市で利用調整をする場合もある。なぜこのようなことが起きるかという点、0歳児の場合は保育士1人につき3人のお子さんまで、1・2歳児の場合は保育士1人につき6人のお子さんまで、となっているが、3歳になると保育士1人につき20人のお子さんまで、4・5歳児になると保育士1人につき30人のお子さんまで見ることができるようになる。市内の状況では、3歳以上だとその地区の保育園に入園できる状況になっている。ただし、未満児については、校区を超えて入園をお願いする場合が増えてくるのも現状としてある。

(委員長)

いかがか。

(委員)

きょうだいについては点数を考慮しているのかという親の意見である。点数化して入園が決まっているのはみんな大体知っている。きょうだい違う園に通うことになると送迎の問題もある。

「なんとかしてくれ」との保護者の思いが多いということで、保護者の意見をお伝えしたかった。ただ、今、説明を受けたような、年少・年中・年長については地区内の保育園に入園できるよう配慮されていることを、保護者の皆さんはおそらく知らないということもあるのだと思う。

(事務局)

周知もしていきたい。市としても保護者の希望に応えたいということで利用調整しているのだが、きょうだい離れ離れになることや、0・1・2歳児で希望の保育園に入れなかった方については、毎年度入園申込みがあるため、以上児となる前年の10月に入園申請をしていただきたい。希望が必ず通るというわけではないが、校区のお子さんを校区の保育園に入れるように配慮していきたいと思っている。

(委員長)

きょうだいということで有利な点数化はされていないのか。

(事務局)

有利な点数をつけてはいる。ただし保護者がパートで働く、就労時間が短いなどの就労状況によって低い点数の場合、そこに校区の優先点数を足しても到達しない場合がある。そのような場合には、その方に丁寧に説明をしているところではあるが、今後も丁寧な説明をしていきたいと思っている。

(委員長)

他に意見はあるか。

(委員)

家庭で保育をしていらっしゃるお母さんの支援として、一時預かりの話があったが、周りのお母さんの中には、育児に疲れ果てて利用したいと思った時に、急な申込みでは利用できないと聞く。人気のところだと2か月、3か月先まで予約が埋まっているそうである。資料1にあるように施設が8か所から10か所に増えているが、実際、需要と供給はどのような状況なのか、利用しやすくなるのか教えてほしい。

(事務局)

一時預かりについては、平成26年度で10か所となっている。市では3か月待たないといけないというのは承知していなかったが、小さなお子さんを預かることから書類できちんと申込みをしていただき、実施している保育園ではだいたい2・3名程度を定員として預かっている。3歳以上児についてはほとんどが保育園・幼稚園に入園しているため、一時預かりを利用するのは0・1歳の小さなお子さんが主である。なるべく利用できるように実施している保育園には依頼しているところであるが、今のご意見を踏まえて、再度、状況の把握に努めたい。

(委員長)

ぜひよろしくお願ひしたい。

(委員)

よくテレビなどで報道されている「消えた子ども問題」であるが、射水市ではそういう事案はあるのか。

(事務局)

射水市では発生していない。

(委員)

いわゆる住所不明児童であるが、先日開催された射水市要保護児童対策協議会代表者会議の中の議題として挙がっており、実際には何人か住民票があるにも関わらず、就学実態がないという子どもがいるのだが、射水市ではきちんと追跡調査しているということで、結果としてはいないということである。これについては、児童相談所の職員からも「射水市はきちんと調べられている」ということだった。

(委員長)

そろそろ終了時間が近づいた。他に意見はあるか。

(委員)

資料4子ども条例及び子どもの権利に関する広報啓発活動についてで、HPでの啓発とあるが、お母さんたちはリーフレットをしっかりとチェックして持って行かれる方が多いため、リーフレットを子育て支援センターに配置するのも一つの方法ではないか。HPは見る人と見ない人がいる。HPでは行事など自分の必要なところだけしか見ない場合も多いような気がする。リーフレットだと持ち帰ることでお母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃんにも周知することになるのではないか。また、乳幼児健診時にリーフレットを入れるのも一つの方法ではないだろうか。微力かもしれないが、この先の小学校や中学校にもつながっていくのではないかと思う。

(事務局)

ちゃんいる.comについて市も力を入れているところから、周知の方法を工夫し、広めていきたいと考えている。その際はまたご協力をお願いしたい。

(委員長)

他に何かあるか。続いて、議題(4)その他について、事務局から何かあるか。

(4) その他(資料3 問7-1の設問について)

事務局より説明

(委員長)

委員の皆様から質問などあるか。

(委員)

結論から言うと反対である。このいじめ認知件数は「誰から見ても」の件数であると説明を受けたが、小学校35件、中学校17件というのは、だいたい一つの学校で一年間にいじめが2件しか起きていないというデータである。実態とずいぶん違うのではないか。先生方が判定するというのは、それはそれで大事だと思うが、そこには先生方の恣意というか主観が入ると思うし、その証拠に文部科学省の統計は上下が激しい。いじめが騒がれたら報告数は上がる、それがしばらくしたら下がる、また騒がれたら上がる。このようなことになるのは、大人が「これはいじめだ」という主観自体が事由や先生個人によって左右されるからではないか。子ども自身が「これはいじめだ」と報告したものをそのまま挙げればよいと思う。フォールス・ポジティブというか、そこにはいじめがないものも含まれているかもしれないが、子どもに聞けば、毎年の報告する数値があんなに上下することはまず有り得ない。このような普遍的なデータでもって初めて、いじめ対策が功を奏したと言えると思う。北欧や国家的にいじめに取り組んでいる国は、子ども自身

の声を報告書の数値として挙げている。子ども自身の「いじめられた」と感じるデータも意味があると思う。「これは違っている」というのであれば、みなさんの考え方にお任せするが、私は子ども自身が「いじめられた」と答えている方の報告を信じたい。

(委員長)

子どもの主観的な見方も大切だということであり、これはこれで数値を挙げればよいのではないかということだが。

(事務局)

誤解のないように説明させてほしい。文部科学省のいじめ調書によって数値が上下するという件であるが、昨年4月か5月に行った再調査の結果、今まで文部科学省に報告している内容について射水市では変動数はなく、学校現場においていじめの認知はきちんとなされているとのことであった。この件については誤解のないようにしていただきたい。

(委員長)

報告のデータには意味があるのではないかという意見であるがいかがか。この設問を積極的になくしたほうがよいと思われる委員があればご意見をお願いしたい。

(委員)

「いじめを見たことがありますか」ではなく、いじめは本人が感じるものであるため、各学校でとっているであろう「あなたはいじめにあっているか」「嫌なことはないか」といったお子さん一人一人を対象としたアンケートの生データから数値を出せばよいのではないか。見たことがあるかどうかでは問題があると思う。人権擁護委員会で実施しているSOSミニレターでは、困ったこと、相談したいことを手紙に書いてもらっている。その中で多いのは、「仲間に入れてもらえないので困っている」であり、子ども一人一人の感じ方は違う。人のことに対して、いじめかどうかは判断できるのであるか。かえって子ども自身がどう思っているかということについて調査したほうが生の声が出てくるのではないかと感じる。

(委員長)

自分がいじめを受けたかどうかというデータにしてはどうかということだが。

(委員)

事務局の提案を今回受け入れてみてはどうかと私は思う。いろんな保護者から相談を聞くことがあるが、その内容は生易しいものではなく、寄り添って話を聞いてはいるが、自分で処理できる問題でもない。

(委員長)

それは設問を設けるということか。

(委員)

事務局の提案のとおりである。

(委員長)

その他に意見はあるか。

(委員)

見守り隊として子どもたちを見ていると、1学期は1年生を誘導してくるのだが、慣れて2・3学期になると高学年は高学年で行動し、帰宅時は列が長くバラバラになっている。昔の子どもから見たら、道草もしないでさっさと帰ってくる。それが正しいのかどうかは分からないが、道

草して子どもたちがワイワイしながら帰ってくるのが私はいいと思っている。今の子どもたちは自分の友達とだけでさっさと帰ってくる。鍵っ子の問題は、家に帰ってすぐゲームをしたいものだからなのではないか。放課後児童クラブでは遊ぶのに慣れてくると、家にいるよりも友達と遊ぶ方が楽しいということで4・5年生になっても継続利用すると思うのだが。子どもたちの考え方が少しずつ変わってきたのではないか。そのことを考慮していかなければいけないと思う。

(委員長)

よろしいか。他に意見はないか。

(委員)

アンケートの自由記載欄に「子どもの意見も聞いてほしい」という意見があった。また、「いじめをなくすにはいじめた人の気持ちを聞きたい」という回答もあった。このようなアンケートをとるときに子どもが何を言いたいのかを丁寧に聞くことが大切ではないか。子どもが感じていることをできるだけ書きやすいような問いかけにしてもらいたいと思う。

(委員長)

子どもが感じたことを書きやすいような表現でということである。他に意見はないか。最後に意見が多く出ており、結論が出せない状況である。一旦、保留とし、次年度の議題として出すことも可能ではないかと思うが、事務局、いかがか。

(事務局)

この扱いについてはさまざまなお意見もある。今回いただいた貴重な意見をふまえて、事務局としては委員長、副委員長に相談させていただき、来年度はどのような形にするかを考えさせてもらいたい。

(委員長)

その場合、いきなり、問いを削って市内で調査をするということもあり得るのか。

(事務局)

どういった形に進めればよいのかということも含めて、このまま継続するというのも一つの手であるかと思うし、2つ併記するということや、設問の表現を子どもが答えやすいような形で言い回しを変えるとということも考えられるかと思う。今、結論は出せないが、この後、事務局でも検討させていただき、それを以って委員長と副委員長にお話させていただくということではいかがか。

(委員長)

どんな形であれ、設問を変える場合は、皆さんに周知をすべきではないかと思うが。可能性はお伝えする必要があると思うが、いかがか。

(委員)

3月いっぱい任期が切れる人もいらっしゃるから、委員長、副委員長、事務局で意見をまとめてアンケートを出せばよいのではないか。

(委員長)

任せていただくということでもよろしいか。設問を変える場合は、調査をする前に委員の皆さんには周知をするということでもよろしいか。

(委員長)

本日予定していた議事はすべて終了した。今日も多く意見を頂いた。本日の議事録は皆さん

に確認いただいた後、射水市のHPに掲載することになっている。その場合は、個人名は表記しないで「委員」として表記することになるので、ご了承ください。

5 閉会

(事務局)

委員の皆様には長時間にわたり熱心にご発言いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

以上